向け

のあらましと活用する際のポイントを解説します。 され、加算措置が拡充されるとともに、中小企業向け 今年度の税制改正では、「所得拡大促進税制」が見直 「賃上げ促進税制」に名称変更されました。この税制

ライツ税理士事務所 税理士 裕里子 中島



変わりました。 制」が創設され、それが2021 8年度税制改正で大企業向けに も改正を繰り返し今日に至りま 年度に「人材確保等促進税制」に 対象とした制度でしたが、201 す。もともとは青色申告書を提出 している法人または個人事業主を 大促進税制」が基礎となり、 「賃上げ・生産性向上のための税 幾度

は、

積極的な賃上げを行なう企業

中

-小企業向け賃上げ促進税制

中小企業向け

賃上げ促進税制とは

を応援するため、

一定の要件を満

業者等が、

前年度より給与等

国

たす青色申告書を提出する中小企

の一定額を法人税(または所得 を増加させた場合に、その増加額 内雇用者の給与、賃金、賞与等

から控除できる制度です。

税制について解説します。 では、中小企業向けの賃上げ促進 けに内容が区分されました。 化され、中小企業向けと大企業向 上げ促進税制」という名称に一本 2022年度の税制改正で 「賃

度税制改正で創設された「所得拡

賃上げ促進税制は、2013年

■所得拡大促進税制との関係

て管轄の税務署に提出します。 を反映させ、 ません。申告の際に、税額控除分 控除率は拡充されました。 に比べて要件がシンプルになり、 年)に適用されます。 までの間に開始する事業年度(個 人事業主は2023年と2024 4月1日から2024年3月31日 この税制を利用するにあたっ 賃上げ促進税制は、 事前の申請や承認は必要あり 必要な書類を添付し 従来の制度 2022年

■主な改正点

和されました。 与等支給額が前年比2・5%以上 今回の改正で、上乗せ要件が緩 改正前は雇用者給

> 増え、 した。 営力向上計画の要件は廃止されま られました(図表1)。また、 ぞれ控除が受けられるようにな が、個別に要件を満たせば、それ 要件を満たすことが必要でした 控除率も最大40%に引き上げ かつ教育訓練費の増加等の

■中小企業者等の範囲

するものをいいます。 (前3事業年度の所得金額の平 次のいずれかに該当する法人

(1) 資本金の額または出資金の額

中小企業者等とは、 均額が15億円を超える法人を除 以下に該当

図表1 主な改正占

| 凶衣! 土体以正宗 | | | | |
|---|-----|----------|---------------------------|-----|
| 改正前 | | 改正後 | | |
| 適用要件(通常要件) | 控除率 | | 適用要件(通常要件) | 控除率 |
| 雇用者給与等支給額が 前年比1.5%以上増 | 15% | → | 変更なし | 15% |
| 適用要件(上乗せ要件) | 控除率 | | 適用要件(上乗せ要件) | 控除率 |
| 雇用者給与等支給額が 前年比2.5%以上増 | | | ①雇用者給与等支給額が 前年比2.5%以上増 | 15% |
| ①教育訓練費の額が 前年比10%以上増 または ②経営力向上計画の認定・証明 | 10% | → | ②教育訓練費の額が 前年比10%以上増 | 10% |
| 控除率最大 25% | | | 控除率最大 40% | |

図表2 給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額

- ●控除するもの
- •業務改善助成金
- ・労働移動支援助成金(早期雇い入れコース)
- ・キャリアアップ助成金(正社員化コース)
- ·出向負担金 等

- ●控除しないもの(雇用安定助成金)
- ·雇用調整助成金
- ·緊急雇用安定助成金
- •産業雇用安定助成金
- ・その他上乗せ支給助成金

図表3 適用要件(通常要件)

雇用者給与等支給額(適用年度)-比較雇用者給与等支給額(前事業年度) 比較雇用者給与等支給額(前事業年度)

≥1.5%

図表4 適用判定の計算例







図表5 税額控除額の計算式

控除対象雇用者給与等支給增加額 ×15% = 税額控除額

※税額控除額は法人税額または所得税額の20%が上限

図表6 雇用安定助成金額がある場合の増加額の計算式

① 控除対象雇用者給与等支給増加額

控除対象雇用者 雇用者給与等 比較雇用者 給与等支給増加額 支給額 給与等支給額

② 調整雇用者給与等支給増加額

調整雇用者 雇用者給与等 比較雇用者 給与等支給増加額 支給額※ 給与等支給額※

※雇用安定助成金額を控除した金額

③ 1<2の場合 増加額は1 ①>②の場合 増加額は② 組 合 出 資組· 合である商 工

組

合

受け

る金

額

(雇用安定助

成

金

額

を

金額

が

1

億円

以

下

0

法

人

。 以

下

 \dot{o}

法

定 八を除く

の要件を

満

たす 0

大規 出

*

月 31 中 0 判定は 小 個 ,企業者等 日 「人事業主は、 0 適用事 現況による に該当するか 業年 適 用年 ・度終了の 否か 0 12

雇 用者給与等支給額とは

2 以 2 以

上の

大規

焼法

人

から3分

0

上

0

出

[資を受ける法

を受ける法人

法人から2分

1

以 同

上

の 0)

資

0 上 雇 玉 充 内雇 損金の 用者給与等支給額 てるため を 用 ιV 年 浦 11 度 ・ます。 治に対 額 0 他 に算入され 所 0 得 の者から がする給. ただし、 0 金 支払 額 写等の るす 給与等 0 べて 計 11 支 を 算

(3)

同 以 使

組

合等

中

小企業等協

同

(2)

用 下

る従 個

が

1

0

1 0

()

()

0 す

人以下

法

人

いうち

つ常時

使用

する従業員

数 法

本または出資を有しない

()

()

 \dot{o}

人事業主 業員数 0

> 除く) を控除します が ある場合には、 (図表2 当 該

比較 雇用者給与等支給額

等支給額をい :事業年度における雇用者給与 61 ・ます

度の内容 要件を適

制

0 雇 判 5 用者 %以上 定 は 給 与等 増 図表3の 加 支 して 給 額 算 11 式に るか が 前 より どう 年 比

成

か 1

足用する場合の

算例です。 る場合には、 他 行 雇 **丁等支給** 適 図表4は、 定します。 な 0 過用要件 用安定助 入給額 者か ・ます 額お 5 が 支払 成 要件 当該金額を控除 給与等に充てるため よび比較 その 金額を除く 13 0 を受け 適 際 用 雇用者給与 判定 雇 Ź 用 金 が 者給 して 0 計 あ 額

を確認し 等支給額) 金額を含め 7 で行なうため、 た金額 他 0 者から支払 雇 用者給与 図表2 13 を

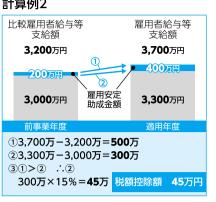
0 判定は、 雇 用安定助

33 企業実務 2022. 9

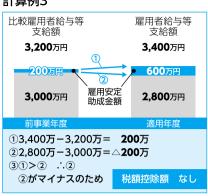
図表7 計算例1



計算例2



計算例3



から比較雇用者給与等支給額

前

雇用者給与等支給額

金

期

を引いた金額

(控除対象

雇用

税額または所得税額の20%を上限

控除

要件判定をクリアすれ

ば

法人

出 調整雇用者給与等支給増加額を算 額から雇用安定助成金額を引い 額を確定します ある場合には、 額控除できます 者給与等支給増加額 Ļ このとき、 その金額を上限として増加 雇用安定助成金額が 雇用者給与等支給 (前※ (前三図表5)。 図表6 の15%を税 7

おりです。 、体的な計算例は、 図表7のと

金額 が、 なります。 額 者給与等支給增加 額を含めた増加 税額控除の基となる増加額は①に 計算例1 雇用安定助成金額を控除した 以下 ② 調整雇用者給与等支給増加 では、 よりも大きい 額 雇 額 控除対象雇用 用安定助成金 以 下 0 で 1

ても、 り ② の それに対して、 当期 増 加分である場 その ほうが小さくなります。 の支給総額は増 内容が雇用安定助成金 計 場合には、 算例2の 加してい (1) |} いよう

> いがマイナスとなった場合で また、 計算例3の ように、

判定には含めますが、 較も行ない、 を控除したうえでの増加額との 定だけでなく、 とも起こり得ます。 類となるため、 整雇用者給与等支給増加額 計算時には、 用安定助成金額は適用 税額控除を行なえる 控除して計算した 雇用安定助成 控除額がな その 支給増 ため、 要 金額 が上 加額 侔 判

度の内容

■上乗せ要件① 雇 用者給与等支

給額増加要件

控除 支払いを受ける金額 図表8の算式により行ないます。 以上増加しているか否かの判定は、 ます 者給与等支給額 用者給与等支給額 金 給与等に充てるため他の者から 雇 した金額で要件 |額を除く) 用者給与等支給額が2・5 (手順は通常要件と同様で がある場合には、 か の判定を行な ら当該金額を および比較雇 (雇用安定助

額は②となります。 場 合 税額控除の基となる 増 加

と控除しないものを区分しておく

ことが必要です

受ける金額

のうち、

控除するも

0

0

の適用はありません 税 (2) 額

0 判断が必要です。

上乗せ要件を利用する場合の

が教育訓練費の対象となります。 に支出する費用のうち、 術 知識の習得または向 内雇用者の職務に必 次の費用 上のため 要 な技

(1) なう場合の費用 法人等が教育訓練等を自ら行 外部施設使用料等 (外部講 師 謝金

(3)(2)修参加費 用者に対して教育訓練等を行な 加させる場合の費用 他の者が行なう教育訓練等に せる場合の費用 他 0 者に委託して当該 (研修委託費) (外部) 国 内雇 研

教育訓練費の対象とならない 費用

なりません。 法人等がその使用人等に支払 の費用は、 教育訓 練費 0 対象

(1)

す。

■上乗せ 要件② 【教育訓練費増加

率を算出 教育訓練費の額 る場合に適用されます 教育訓 į 練費 10 0 %以上增加 額 (前期) (当期) (図表9)。 から増加 と比 じて 較

教育訓練の対象者

務役員、 等を除く)です。 役員または個人事業主、 は個人の国内雇用者 教育訓練の対象者は、 特殊関係者、 (当該法人の 入社予定者 使用人兼 法人また

教育訓練費の範囲

34 企業実務 2022. 9

適用要件(上乗せ要件①) 【雇用者給与等支給額増加要件】 図表8

雇用者給与等支給額(適用年度)-比較雇用者給与等支給額(前事業年度)

≥2.5%

税額控除(上乗せ要件①) ●税額控

- 税額控除率は通常要件15%+上乗せ要件①15%=30%
- 上乗せ要件①と②は併用可 ※3 税額控除額は法人税額または所得税額の20%が上限

適用要件(上乗せ要件②) 【教育訓練費増加要件】 図表9

教育訓練費の額(適用年度)-比較教育訓練費の額(前事業年度)

≥10%

(5)

その他

定の費用

1

控除額の制限

教育訓練費の明細書の

詑

比較教育訓練費の額(前事業年度)

税額控除(上乗せ要件②) 図を10% 上乗せ

教育

訓

練

等

0

実

施

須 時

- 税額控除率は通常要件15%+上乗せ要件②10%=25%

書を添付する義務があ

ń

よび税額のバ

ランスを考えて、

計

今回

の改正で、

画的に賃上げに取り組む必要があ

に変更され

7

以前は、

申告の際に、

明細

そのため、

当期

0

給与支給額

お

要があります

(様式自由)。

ります。

る控除額が制限される可能性があ

ない企業である場合は、

受けられ

載した明細書を作成する必

する場合、

以

下の事項を記

教育訓練費の増

加を適用

得税

の20%のため、

納税額が少 (または所

控除額の上限が法人税

一除率は最大40%です

が、

税額

載事項

%2

- います。 2 1 ましたが、 保存義務
 - 容 期 日は任意記載 内容、実施期間 教育訓練等の実 教育訓練等の 年月の記 載 は必必 テー 施

内

マ

(3) 教育訓練等を受ける 教育訓練等の受講者 (ま

(4) 収書の写し等 名称が明記されたもの 教育訓練費の支払証明: 金額、 には受けた) 者の氏名等 相手先の氏名または (支払年月日、 内 領

う教

育訓

練

中

0

人件費、

報

奨

金

交通費、

食費、

宿泊費等

教育訓練等に関連する旅

費

賃上げ促進税制を活用する際 が注意点

外を目的として実施する場合の

福利厚生目的など教育訓

練以

は 賃上げ促進税制を活用する際に 次の事項に注意が必要です。

(4)

法人等が所有する施設等の使

管理費等

用に要する費用

(光熱費、

維持

2 ります。 総額の増加率で判断される

与を検討するのも1つの方法で す。ただし、 していた場合に適用されます。 に関わらず、 給与・賞与・ 全体の増加率で判断されるため、 の給与を増やしても対象にはな 適用要件を満たすため、 企 一業が支払った給与等の支給額 役員や特殊関係者等 総額の支給額が増 人数のいずれの増 決算賞 加 加

る場合は控除額が変わる 雇用安定助成金を受給してい

3

りません。

賃上げの対策を考えましょう。 金の支給額とのバランスも考え、 可 いる場合は、 る助成金等は多岐に渡ります。 能性があります。 給与等に充てるために支給され 雇用安定助成金の支給を受け 税額控除額が変わる 雇用安定助成 名

> くなどの対応が必要です。 てた助成金等を個別に把握してお 存在するため、 称からは 内容がわ 事前に人件費に充 からないも 0

(4) 未払給与は、 未払給与と前払給与の取扱 計上時に損金算入

れます。 0) されますので、 対して、 「雇用者給与等支給額」に含ま 前 払給与は、 計上時の事業年度 計上時に

なります。 給与等支給額」に含まれることと 金算入される事業年度の 損金算入されないため、 実際に損 一雇用者

(5) 教育訓練費の対象範囲

ので、 に検討する価値があります。 率10%の上乗せは大きなものです 度の支出額が0円または少額 上乗せ要件の教育訓練費は前年 当期に10%増加にすることは いことではありません。控除 教育訓練の取組みも前向き の場

注意が必要です。 とならないため、 な旅費等は教育訓練費の対象にな ますが、 ただし、 外部講師の招聘に必要 受講者の旅費等は対象 混同 しない

前年度の実績が必要

6

者は利用できません。 績が必要となるため、 賃上げ促進税制は、 新設の 前年度の 事業 実

なかじま ゆりこ ライツ税理士事務所代表。税理士。携帯電話の販売代理店、医療機関、税理士法人: 会計事務所等を経て開業。 対話重視のパートナー型税理士として経営者の動きやすい環境をつくる